

第1091号（平成31年4月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

△	横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局経理経営課】	4
---	------------------------------------	---

【告示】

△	指定代理納付者の指定【財政局財源課】	6
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	7
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	8
△	附属機関の名称【市民局市民情報課】	10
△	横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】	19
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	20
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	21
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	22
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	23
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	24
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	25
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	26
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	27
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	28
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	29
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	30
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	31
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	32
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	33
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	34
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	35
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	36
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	37
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	38
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	39
△	児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】	40
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	41
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	42
△	幼保連携型認定こども園の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	43
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	44
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	45
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	46
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	47
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	48
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病	49

医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】	
△ 横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	50
△ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】	51
△ 廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局処分地管理課】	52
△ 戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】	53
△ 南本牧埋立事業土砂投入料金徴収事務の委託【港湾局政策調整課】	54
△ 都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務の委託【都筑区区政推進課】	55
△ 「泉区の花あやめデザインマーク入り名刺台紙・ストラップ」売払代金収納事務の委託【泉区区政推進課】	56

【公告】

△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	57
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	58
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	61
△ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	62
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	63
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壌環境課】	64
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	65
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】	66
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	67
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	68
△ 同【建築局調整区域課】	69
△ 同【建築局調整区域課】	70
△ 同【建築局調整区域課】	71
△ 同【建築局調整区域課】	72
△ 同【建築局調整区域課】	73
△ 同【建築局調整区域課】	74
△ 同【建築局調整区域課】	75
△ 同【建築局調整区域課】	76
△ 同【建築局調整区域課】	77
△ 同【建築局調整区域課】	78
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	79
△ 同【建築局調整区域課】	80
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	81
△ 同【建築局建築指導課】	82
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	83
△ 第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	84
△ 横浜山下町地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	86

【達】

△ 横浜市納税奨励表彰規程の一部改正【財政局税務課】	87
----------------------------	----

【区公告】

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	88
△ 同 【戸塚区総務課】	89
[水道局]	
△ 「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託【サービス推進課】	90
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】	91
△ 横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【市民病院医事課】	92
[教育委員会]	
△ 公印の廃止【総務課】	93
[正誤]	94

規則

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第34号

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「掲げる図書」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要がないと認めたものについては、省略することができる。

第17条第2項中「掲げる図書」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加え、同条第5項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、「図書」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加える。

第18条第2項中「掲げる図書」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加える。

第23条中「1.08」を「1.1」に改める。

第29条第3項中「申請書の副本に所要の事項を記載したもの」を「その旨」に、「交付する」を「通知する」に改める。

第32条第1項の表中「1.08」を「1.1」に改め、同条第6項中「申請書の副本に所要の事項を記載し、これ」を「その旨」に、「交付する」を「通知する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。ただし、第23条及び第32条第1項の改正規定並びに次項から第5項までの規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）第23条及び第32条第1項の規定は、前項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）以後の使用に係る下水道使用料について適用し、一部施行日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 一部施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る下水道使用料であって、一部施行日から平成31年10月31日までの

間にその額が確定するもの（一部施行日以後初めて下水道使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定下水道使用料」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新規則第23条及び第32条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

- 4 特定下水道使用料のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、特定下水道使用料の額を前回確定日（その直前の下水道使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定下水道使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

告示

横浜市告示第 316 号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

- 1 指定代理納付者の名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する横浜サポーターズ寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 317 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
平 成 31 年 4 月 4 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 び ー の び ー の	港 北 区 篠 原 北 一 丁 目 2 番 18 号	平 成 30 年 12 月 17 日 か ら 平 成 35 年 12 月 16 日 ま で

横浜市告示第 318 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年4月横浜市告示第126号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成31年 2月12日	更生保護法人 神奈川県更生 保護協会	(新)中区北仲通5 丁目57番地	平成20年1月1日
		(旧)中区新港一丁 目6番2号	

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年 8月7日	学校法人高根 学園	青葉区奈良五丁 目14番1号	(新)平成20年1月1日 から平成26年2月8 日まで及び平成26年 6月30日から平成35 年8月6日まで
			(旧)平成20年1月1日 から平成26年2月8 日まで及び平成26年 6月30日から平成31 年6月29日まで

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成26年12月横浜市告示第670号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成31年 3月19日	特定非営利活 動法人WE2 1ジャパン・	保土ヶ谷区川辺 町2番地の2	(新)平成26年3月1日 から平成36年2月29 日まで

	ほどがや	(旧)平成26年3月1日 から平成31年2月28 日まで
--	------	------------------------------------

4 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成25年12月横浜市告示第664号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年10月22日	公益社団法人 緑区薬事センター	(新)緑区中山三丁目16番2号 (旧)緑区中山町1, 156番地の6	平成25年1月1日

横浜市告示第319号

附属機関の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議の公開の対象とする附属機関は、次のとおりである。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

附属機関

- 横浜市大都市自治研究会
- 横浜国際港都建設審議会
- 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会
- 横浜市男女共同参画審議会
- 横浜市民間資金等活用事業審査委員会
- 横浜市公立大学法人評価委員会
- 横浜市防災会議
- 横浜市国民保護協議会
- 横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会
- 横浜市行政不服審査会
- 横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会
- 横浜市特別職職員議員報酬等審議会
- 横浜市衛生管理審査委員会
- 横浜市公務災害補償等審査会
- 横浜市公務災害補償等認定委員会
- 横浜市外郭団体等経営向上委員会
- 横浜市税制調査会
- 横浜市入札等監視委員会
- 横浜市財産評価審議会
- 横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会
- 横浜市公共事業評価委員会
- ヨコハマ国際まちづくり推進委員会
- 横浜市個人情報保護審議会
- 横浜市情報公開・個人情報保護審査会
- 横浜市いじめ問題調査委員会
- 横浜市市民協働推進委員会
- 横浜市広報企画審議会
- 横浜市住居表示審議会
- 横浜市スポーツ推進審議会
- 横浜市創造限界形成推進委員会
- 横浜文化賞選考委員会
- 横浜市美術資料収集審査委員会

横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会
 横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会
 横浜市大規模小売店舗立地審議会
 横浜市消費生活審議会
 横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会
 横浜市勤労者福祉共済運営審議会
 横浜マイスタ一選考委員会
 横浜市中央卸売市場開設運営協議会
 横浜市本場青果部市場取引委員会
 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会
 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会
 横浜市児童福祉審議会
 横浜市子ども・子育て会議
 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会
 横浜市社会福祉審議会
 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会
 横浜市墓地等設置紛争調停委員会
 横浜市福祉調整委員会
 横浜市社会福祉法人施設審査会
 横浜市福祉のまちづくり推進会議
 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に
 関する審議会
 横浜市民生委員推薦会
 横浜市国民健康保険運営協議会
 横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会
 横浜市小児慢性特定疾病審査会
 横浜市障害者施策推進協議会
 横浜市精神保健福祉審議会
 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会
 横浜市障害支援区分認定審査会
 横浜市精神医療審査会
 よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会
 横浜市介護認定審査会
 横浜市介護保険運営協議会
 横浜市予防接種事故対策調査会
 横浜市感染症診査協議会
 横浜市墓地等設置財務状況審査会
 人と動物との共生推進よこはま協議会
 食の安全・安心推進横浜会議

- 横浜市医療安全推進協議会
- 横浜市公害健康被害認定審査会
- 横浜市公害健康被害診療報酬審査会
- 健康横浜21推進会議
- 横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会
- よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会
- 横浜市指定難病審査会
- 横浜市衛生研究所倫理審査委員会
- 横浜市保健医療協議会
- 横浜市救急医療検討委員会
- 横浜市環境創造審議会
- 横浜みどりアップ計画市民推進会議
- 横浜環境活動賞審査委員会
- 横浜市環境影響評価審査会
- 横浜市協働の森基金審査委員会
- 横浜市公園公民連携推進委員会
- 横浜市下水道事業経営研究会
- 横浜市水洗化紛争仲介委員会
- 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会
- 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会
- 横浜市都市計画審議会
- 横浜市住宅政策審議会
- 横浜市営住宅入居者選考審議会
- 横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会
- 横浜市建築審査会
- 横浜市開発審査会
- 横浜市建築・開発紛争調停委員会
- 横浜市建築物環境配慮評価認証委員会
- 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会
- 横浜市公共建築物耐震工法検討委員会
- 横浜市ESCO事業提案審査委員会
- 横浜市土地利用審査会
- 横浜市都市美対策審議会
- 横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会
- 横浜市地域まちづくり推進委員会
- 横浜市屋外広告物審議会
- 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会
- 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理審議会
- 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1

- 期地区土地区画整理審議会
- 横浜市交通安全対策会議
- 横浜市自転車等施策検討協議会
- 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会
- 横浜市道路高架下等利用計画検討会
- 横浜市港湾審議会
- 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会
- 横浜市救急業務検討委員会
- 横浜市水道局衛生管理審査委員会
- 横浜市水道料金等在り方審議会
- 横浜市交通局衛生管理審査委員会
- 横浜市立病院経営評価委員会
- 横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会
- 横浜市社会教育委員会
- 横浜市文化財保護審議会
- 横浜市教職員第一健康審査会
- 横浜市教職員第二健康審査会
- 横浜市学校規模適正化等検討委員会
- 横浜市教科書取扱審議会
- 横浜市就学奨励対策審議会
- 横浜市学校保健審議会
- 横浜市いじめ問題専門委員会
- 指定管理者選定評価委員会等
- 横浜市男女共同参画センター一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市中区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市港南区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市保土ヶ谷区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市旭区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会
- 横浜市金沢区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市港北区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会

- 横浜市緑区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市青葉区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選
定委員会
- 横浜市戸塚区地区センター一及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定
委員会
- 横浜市栄区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市泉区地区センター一指定管理者選定委員会
- 横浜市瀬谷区地区センター一及び横浜市瀬谷和楽荘指定管理者選定
委員会
- 横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市南公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市港南公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市保土ヶ谷公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター一指定管理者選
定委員会
- 横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター一指定管理者選定委
員会
- 横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会
- 横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市鶴見スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市西スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市中南スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市港南スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター一指定管理者選定委員
会
- 横浜市旭スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市磯子スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市金沢スポーツセンター一指定管理者選定委員会
- 横浜市港北スポーツセンター一指定管理者選定委員会

- 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市市民文化会館内ホール指定管理者選定評価委員会
- 横浜美術館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会
- 横浜市鶴見区民文化センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市保護施設指定管理者選定委員会
- 横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会
- 横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員
- 会
- 横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会
- 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委
- 員会
- 横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会
- 横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会
- 横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会
- 横浜市蓬萊荘指定管理者選定委員会
- 横浜市狩場緑風荘指定管理者選定委員会
- 横浜市福寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会
- 横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会
- 横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会
- 横浜市ユートピア青葉指定管理者選定委員会
- 横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会
- 横浜市翠風荘指定管理者選定委員会
- 横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会

横浜市スポーツ保健医療科学センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市総合保健指定管理センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市墓地健康福祉交流センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市公園及びセンター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市陶芸センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市長浜ホーナル指定管理者選定評価委員会
 横浜市大倉山記念館指定管理者選定評価委員会
 横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会
 横浜市形の家指定管理センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市白幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市洋光台八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市富岡島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
 横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会
 横浜市大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会
 横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会
 横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会
 横浜市神奈川区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市港南区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市旭区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市磯子区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市緑区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市青葉区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市戸塚区民文化センター一指定管理者選定評価委員会
 横浜市栄区民文化センター一指定管理者選定評価委員会

横浜市 泉区 民文化セ ンタ 一 指定 管理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 能楽 堂 指定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 久良 岐 能 舞 台 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 みな と み ら い ホ ー ル 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 芸 能 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 技 能 文 化 会 館 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 青 少 年 施 設 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 こ ども 科 学 館 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 か な が わ 保 育 園 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 金 沢 八 景 保 育 園 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 地 域 療 育 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 救 急 医 療 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会
 横浜市 鶴 見 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 神 奈 川 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 西 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 中 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 南 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 港 南 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 保 土 ヶ 谷 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 旭 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 磯 子 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 金 沢 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 港 北 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 緑 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 青 葉 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 都 筑 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 戸 塚 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 栄 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 泉 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 瀬 谷 区 地 域 ケ ア プ ラ ザ 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 鶴 見 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 神 奈 川 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 西 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 中 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 南 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 港 南 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 保 土 ヶ 谷 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
 横浜市 旭 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会

横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市金沢区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市都筑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
 横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会
 横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会
 横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会
 横浜市立脳卒中・神経脊椎センタ一介護老人保健施設指定管理者
 選定委員会
 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会
 横浜市社会教育コナ一指定管理者選定評価委員会
 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会
 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会
 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会
 横浜市上郷・森の家指定管理者選定評価委員会
 横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会

横浜市告示第 320 号

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務を次のとお
 り委託した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ハリマビ システム 代表取締役 鴻 義 久	西区みなとみらい二 丁目2番1号	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横浜市告示第 321 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

認可年月日	平成31年3月29日
設置年月日	平成31年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	トライアングル スマイル
設置者	有限会社トライアングル・スマイル
代表者	取締役 猪 浦 香 織
経営責任者	猪 浦 香 織
規模（延床面積）	209.23 m ²
定員	46人
所在地	鶴見区鶴見中央四丁目28番7号

横 浜 市 告 示 第 322 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	み ゆ さ と 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 若 里
代 表 者	理 事 長 田 中 康 介
経 営 責 任 者	山 崎 志 保
規 模 （ 延 床 面 積 ）	373.15 m ²
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 豊 岡 町 40 番 15 号

横 浜 市 告 示 第 323 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	馬 場 ど ろ ん こ 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 ど ろ ん こ 会
代 表 者	理 事 長 高 掘 愛 香
施 設 長	荒 川 直 志
規 模 （ 延 床 面 積 ）	418.94 m ²
定 員	70 人
所 在 地	鶴 見 区 馬 場 一 丁 目 11 番 5 号

横 浜 市 告 示 第 324 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	横 浜 大 口 雲 母 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 モ ー ド ・ プ ラ ン ニ ン グ ・ ジ ャ パ ン
代 表 者	代 表 取 締 役 村 越 秀 男
施 設 長	櫻 井 麻 衣 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	492.70 m ²
定 員	60 人
所 在 地	神 奈 川 区 神 之 木 町 2 番 26 号

横浜市告示第 325 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 31 年 4 月 25 日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成 31 年 3 月 29 日
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	きゃんばす東神奈川保育園
設置者	株式会社ナーサリープラットフォーム
代表者	代表取締役 金子 洋 文
施設長	小 柴 香 織
規模（延床面積）	433.30 m ²
定員	75 人
所在地	神奈川区東神奈川二丁目 42 番地の 5

横 浜 市 告 示 第 326 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	横 浜 そ ら い ろ 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 あ ゆ み 会
代 表 者	理 事 長 山 本 邦 博
施 設 長	中 島 不 二 恵
規 模 （ 延 床 面 積 ）	569.24 m ²
定 員	60 人
所 在 地	西 区 岡 野 二 丁 目 8 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 327 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ア ミ ー 保 育 園 高 島 園
設 置 者	株 式 会 社 ア ミ ー
代 表 者	代 表 取 締 役 福 島 顕 揚
経 営 責 任 者	白 鳥 真 弓
規 模 （ 延 床 面 積 ）	224.19 m ²
定 員	40 人
所 在 地	西 区 高 島 二 丁 目 2 番 7 号

横 浜 市 告 示 第 328 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	櫻 南 幸 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 南 幸 保 育 園
代 表 者	理 事 長 中 村 淑 子
経 営 責 任 者	中 村 淑 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	302.60 m ²
定 員	60 人
所 在 地	西 区 平 沼 二 丁 目 4 番 14 号

横浜市告示第 329 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 31 年 4 月 25 日

横浜市長 林 文子

認可年月日	平成 31 年 3 月 29 日
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	うちゅう保育園やました
設置者	社会福祉法人翠峰会
代表者	理事長 大庭良治
施設長	國元美恵子
規模（延床面積）	275.48 m ²
定員	50 人
所在地	中区山下町 18 番地の 3

横浜市告示第 330 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 31 年 4 月 25 日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成 31 年 3 月 29 日
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	グローバルキッズ上大岡園
設置者	株式会社グローバルキッズ
代表者	代表取締役社長 石橋 宜 忠
経営責任者	吉 原 しま子
規模（延床面積）	506.94 m ²
定員	69 人
所在地	港南区上大岡西三丁目 9 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 331 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ポポラー横浜和田町園
設 置 者	株 式 会 社 タ ス ク ・ フ ォ ー ス ミ テ ラ
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 永 井 美 穂
施 設 長	大 木 映 理 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	300.71 m ²
定 員	60 人
所 在 地	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 845 番 地 の 15

横 浜 市 告 示 第 332 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	杉 田 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 石 狩 友 愛 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 内 山 雅 史
施 設 長	本 田 琢
規 模 （ 延 床 面 積 ）	336.88 m ²
定 員	70 人
所 在 地	磯 子 区 杉 田 七 丁 目 2 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 333 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	グ ローバルキッズ 磯子 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 グ ローバルキッズ
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 石 橋 宜 忠
経 営 責 任 者	岡 田 久 美 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	481.88 m ²
定 員	73 人
所 在 地	磯 子 区 森 一 丁 目 1 番 2 号

横 浜 市 告 示 第 334 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	天 才 キ ッ ズ ク ラ ブ 楽 学 館 大 倉 山 園
設 置 者	株 式 会 社 T K C
代 表 者	代 表 取 締 役 田 中 孝 太 郎
施 設 長	齋 藤 聡
規 模 （ 延 床 面 積 ）	418.37 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 大 倉 山 三 丁 目 55 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 335 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ウ ッ ズ 保 育 園
設 置 者	一 般 社 団 法 人 保 育 室 ウ ッ ズ
代 表 者	代 表 理 事 二 村 昌 代
経 営 責 任 者	二 村 昌 代
規 模 （ 延 床 面 積 ）	267.15 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 1 番 7 号

横 浜 市 告 示 第 336 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	パ レ ッ ト 保 育 園 ・ 妙 蓮 寺
設 置 者	株 式 会 社 理 究
代 表 者	代 表 取 締 役 米 田 正 人
施 設 長	樋 口 奈 々 恵
規 模 （ 延 床 面 積 ）	428.58 m ²
定 員	50 人
所 在 地	港 北 区 仲 手 原 一 丁 目 18 番 13 号

横浜市告示第 337 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 31 年 4 月 25 日

横浜市長 林 文子

認可年月日	平成 31 年 3 月 29 日
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	キヂェイ大倉山・横浜
設置者	社会福祉法人伸こう福祉会
代表者	理事長 足立 聖子
施設長	林 ゆう太
規模（延床面積）	432.12 m ²
定員	60 人
所在地	港北区大豆戸町 35 番地の 1

横 浜 市 告 示 第 338 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	グ ローバルキッズ美しが丘保育園
設 置 者	株 式 会 社 グ ローバルキッズ
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 石 橋 宜 忠
施 設 長	久 富 明 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	435.95 m ²
定 員	63 人
所 在 地	青 葉 区 美 し が 丘 一 丁 目 8 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 339 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	サ ン キ ッ ズ 荏 田 西 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 恵 伸 会
代 表 者	理 事 長 竹 内 恵 司
経 営 責 任 者	飯 野 有 人
規 模 （ 延 床 面 積 ）	732.68 m ²
定 員	98 人
所 在 地	青 葉 区 荏 田 西 四 丁 目 5 番 地 の 2

横浜市告示第 340 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 31 年 4 月 25 日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成 31 年 3 月 29 日
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	池辺おひさま保育園
設置者	有限会社ワイズオウル
代表者	代表取締役 吉 原 公 二
経営責任者	大 江 景 子
規模（延床面積）	186.30 m ²
定員	20 人
所在地	都筑区池辺町 2,360 番地の 1

横浜市告示第 341 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

承認年月日	平成31年3月29日
廃止年月日	平成31年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	ポポラー横浜和田町園
所在地	保土ヶ谷区仏向町 845 番地の15

横 浜 市 告 示 第 342 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
廃 止 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	秋 葉 保 育 園
所 在 地	戸 塚 区 秋 葉 町 520 番 地 の 88

横浜市告示第 343 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

承認年月日	平成31年3月29日
廃止年月日	平成31年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	Y M C A とつ か 保 育 園
所在地	戸塚区上倉田町 865 番地の71

横 浜 市 告 示 第 344 号

幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 認 可

就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 18 年 法 律 第 77 号 ） 第 17 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
事 業 開 始 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
施 設 名 称	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 あ さ ひ 台 幼 稚 園
設 置 者	学 校 法 人 小 多 喜 学 園
代 表 者	理 事 長 小 多 喜 孝 道
園 長	小 多 喜 純 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	1,514.23 m ²
定 員	243 人
所 在 地	鶴 見 区 下 末 吉 六 丁 目 7 番 24 号

横 浜 市 告 示 第 345 号

幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 認 可

就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平 成 18 年 法 律 第 77 号) 第 17 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
事 業 開 始 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
施 設 名 称	学 校 法 人 新 栄 学 園 認 定 こ ど も 園 金 沢 白 百 合 幼 稚 園
設 置 者	学 校 法 人 新 栄 学 園
代 表 者	理 事 長 松 野 茂
園 長	鈴 木 敦
規 模 (延 床 面 積)	2,590.96 m ²
定 員	350 人
所 在 地	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 2 番 4 号

横浜市告示第 346 号

幼保連携型認定こども園の設置認可

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定に基づき、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置を認可した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

認可年月日	平成31年3月29日
事業開始年月日	平成31年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	あきば幼保連携型認定こども園
設置者	社会福祉法人守破離
代表者	理事長 小笠原文孝
園長	日高伸一
規模（延床面積）	1,115.36 m ²
定員	135人
所在地	戸塚区秋葉町520番地の88

横浜市告示第 347 号

幼保連携型認定こども園の設置認可

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定に基づき、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置を認可した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

認可年月日	平成31年3月29日
事業開始年月日	平成31年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	幼保連携型認定こども園 Y M C A とつか保育園
設置者	社会福祉法人横浜 Y M C A 福社会
代表者	理事長 田 口 努
園長	齋 藤 信
規模（延床面積）	973.62 m ²
定員	132 人
所在地	戸塚区上倉田町 865 番地の71

横 浜 市 告 示 第 348 号

幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 認 可

就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平 成 18 年 法 律 第 77 号) 第 17 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
事 業 開 始 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
施 設 名 称	認 定 こ ど も 園 ふ じ づ か よ う ち え ん ・ ふ じ づ か ほ い く え ん
設 置 者	学 校 法 人 下 飯 田 学 園
代 表 者	理 事 長 鈴 野 茂 男
園 長	鈴 野 茂 男
規 模 (延 床 面 積)	1,517.28 m ²
定 員	217 人
所 在 地	泉 区 下 飯 田 町 892 番 地

横浜市告示第 349 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 3月1日	ウェルケア訪問 看護ステーション	港北区新吉田町6,02 8番地の1	訪問看護
平成31年 4月1日	大道クリニック	金沢区大道一丁目47 番9号	病院又は診療所
同	クリエイト薬局 磯子滝頭店	磯子区滝頭二丁目31 番18号	薬局
同	たから薬局都筑 店	都筑区北山田二丁目 17番3号	同
同	サカイヤ薬局上 永谷ベルセブン 店	港南区丸山台一丁目 13番5号	同
同	ハックドラッグ 鶴見下野谷薬局	鶴見区下野谷3丁目 88番地の1	同
同	薬樹薬局矢向6 丁目	鶴見区矢向六丁目14 番16号	同
同	医療法人赤枝会 訪問看護ステー ションあさがお	旭区若葉台三丁目5 番1号	訪問看護
同	神奈川区医師会 訪問看護ステー ション	神奈川区反町1丁目 8番地の4	同

横浜市告示第 350 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 2月15日	たちばな薬局大 倉山店	港北区大倉山一丁目 17番13号	薬局
平成31年 2月28日	たから薬局都筑 店	都筑区北山田二丁目 17番4号	同

横浜市告示第 351 号

横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海利彦	新潟市北区島見町3, 307番地の16	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横浜市告示第 352 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
(仮称)市沢市民の森	旭区市沢町 386 番、388 番及び 391 番	平成31年3月18日から 平成41年3月31日まで
(仮称)市沢市民の森	旭区市沢町 429 番、430 番及び 431 番	平成31年3月15日から 平成41年3月31日まで
追分市民の森	旭区下川井町 1,581 番の3及び 1,581 番の4	平成31年3月17日から 平成34年3月31日まで
追分市民の森	旭区下川井町 1,594 番の一部	平成31年3月14日から 平成34年3月31日まで
峯市民の森	磯子区峰町 339 番のイの一部及び 339 番のロ	平成31年3月26日から 平成36年3月31日まで
(仮称)御伊勢山・権現山市民の森	金沢区六浦二丁目 4,248 番の1並びに瀬戸 4,249 番の1、4,249 番の9、4,249 番の32、4,249 番の33の一部、4,249 番の49、4,249 番のチの一部、4,249 番のル及び 4,481 番	平成31年3月20日から

横 浜 市 告 示 第 353 号

廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市資源循環公社 理事長 中山雅仁	中区桜木町1丁目1番地の56	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横浜市告示第 354 号

戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市住宅供給公社 理事長 二 宮 智 美	神奈川県栄町8番地の1	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 355 号

南本牧埋立事業土砂投入料金徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、南本牧埋立事業土砂投入料金徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊 東 慎 介	中区山下町2番地	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横浜市告示第 356 号

都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務を次のとおり
 委託した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 理事長 道下久美子	神奈川県立町14番地の3	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 357 号

「泉区の花あやめデザインマーク入り名刺台紙・ストラップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「泉区の花あやめデザインマーク入り名刺台紙・ストラップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
有限会社ヤスイチ 酒店 代表取締役 安 西 稔	泉区和泉中央北六丁目25番1号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 264 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 4 月 8 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 D O T H E M O T I O N	石 渡 茂	戸 塚 区 戸 塚 町 4,711 番 地 の 1	こ の 法 人 は 、 野 球 を 通 じ て 地 域 の 子 供 た ち の 健 全 育 成 、 ス ポ ー ツ 振 興 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 社 会 全 体 及 び 地 域 に 貢 献 す る こ と を 目 的 と す る 。

横 浜 市 公 告 第 265 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 4 月 3 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 共 に 歩 む 市 民 の 会	深 井 浩 治	旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 2 番 地 の 4	こ の 法 人 は 、 心 の 病 を 持 つ 人 及 び そ の 家 族 に 対 し て 、 生 活 支 援 に 関 する 事 業 を 行 い 、 彼 ら が 地 域 で 安 心 し て 、 よ り 自 立 し た 生 活 を 営 む こ と に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
平 成 31 年 4 月 4 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 金 沢 の 精 神 保 健 福 祉 を 考 え 推 進 す る 会	吉 田 拓 郎	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 1 番 7 号	こ の 法 人 は 、 心 の 病 で 生 活 上 い ろ い ろ な 障 害 が あ る 人 （ 以 下 「 精 神 障 害 者 」 と い う 。 ） お よ び そ の 家 族 に 対 し て 、 生 活 支 援 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 精 神 障 害 者 が 地 域 で 安 心 し て 、 自 立 し た 生 活 を 営 む こ と に 寄 与 す る こ

				とを目的とする。
平成31年 4月9日	N P O 法人 活動ホーム ふたまたが わ	大 上 和 成	旭区本村町 17番地の18	この法人は、 障害（児）者 の地域生活を 支援し、地域 における社会 福祉の増進に 寄与することを 目的とする 。
平成31年 4月9日	特定非営利 活動法人ス ペシャルオ リンピックス 日本・神 奈川	御 宿 好 晴	中区常盤町 1丁目7番 地	この法人は、 知的障害のあ る人（以下、 アスリートと いう）たちに 、年間を通じ てオリンピック 競技種目に 準じたさまざ まなスポーツ トレーニング と競技の場を 提供すること により、アス リートの健康 を増進し、自 立と社会参加 の促進を図る というスペシ ャルオリンピ ックス（以下 、「S O」と いう）の使命 に則り、米国 ワシントン特 別区の非営利 法人である「 スペシャルオ リンピックス

			<p>」(以下「S O国際本部」 という)に認 証を受けた国 内本部組織ス ペシャルオリ ンピックス日 本(以下、S O日本)と協 定を交わし、 認証を受け、 S O日本が定 める諸規則に 基づき運営し 、担当地域全 域にその事業 を拡大するも のとす。また 、スポーツ教 育・文化的プ ログラム及び レクリエーシ ョン活動や地 域社会におけ る知的障害理 解促進を図る 活動等を通じ 、多様な人々 が互いに尊重 しあい共に生 きていく社会 の実現に寄与 することを 目的とする。</p>
--	--	--	--

横浜市公告第 266 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドマークプラザ

西区みなとみらい二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表取締役 吉 田 淳 一

東京都千代田区大手町1丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社キング 代表取締役 山 田 幸 雄 東京都品川区西五反田2丁目14番9号 ほか85者	株式会社キング 代表取締役 長 島 希 吉 東京都品川区西五反田2丁目14番9号 ほか78者

(4) 変更の年月日

平成30年7月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

平成31年4月4日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 267 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 駅 きた 西 口 鶴 屋 地 区 第 一 種 市 街 地 再
開 発 事 業 に 係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市公告第268号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
神奈川区入江二丁目5番の4、5番の5、5番の6、5番の7、5番の8、5番の9、5番の10、5番の11、5番の14、5番の15、5番の20及び5番の21の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 269 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
31 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 60 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 平 安 町 2 丁 目 29 番 の 4 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
水 銀 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 270 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
鴨 居 第 三 公 園	緑 区 鴨 居 四 丁 目 84 番	別 図 の と お り 1,125 m ²	立 入 禁 止	平 成 31 年 5 月 7 日 か ら 平 成 31 年 9 月 30 日 ま で

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 271 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 市 素 案 の 公 聴 会 の 開 催
の 中 止

平 成 31 年 4 月 25 日 に 一 般 社 団 法 人 横 浜 み な と み ら い 2 1 プ レ ゼ ン
テ ー シ ョ ン ル ー ム で 開 催 を 予 定 し て い た 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区
計 画 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 に つ い て 、 公 述 の 申 出 が な か っ た た め 、
横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 (平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号) 第 9
条 の 規 定 に 基 づ き 、 公 聴 会 の 開 催 を 中 止 す る 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 272 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、戸塚神明台建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において
一般の縦覧に供する。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 273 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 5 月 21 日 第 30 開 1306 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 名 瀬 町 764 番 地 の 11
株 式 会 社 グ リ ー ン フ ィ ル ド
代 表 取 締 役 青 野 一 稔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 矢 部 町 1,174 番 の 3 の 一 部 、 1,174 番 の 4 、 1,174 番
の 5 の 一 部 、 1,174 番 の 7 、 1,174 番 の 8 、 1,174 番 の 9 の 一 部
及 び 1,174 番 の 10

横 浜 市 公 告 第 274 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 5 月 28 日 第 30 開 901 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 北 原 町 3 丁 目 2 番 22 号
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン
代 表 取 締 役 松 林 重 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 久 木 町 375 番 の 2 及 び 375 番 の 21 か ら 375 番 の 31 ま で

横 浜 市 公 告 第 275 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 8 日 第 30 開 206 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷺 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 羽 沢 町 1,196 番 の 1 、 1,196 番 の 18 の 一 部 及 び 1,196
番 の 19 か ら 1,196 番 の 30 ま で

横 浜 市 公 告 第 276 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 15 日 第 30 開 1714 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 市 ケ 尾 町 538 番 地 の 1
小 吹 作 次
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 市 ケ 尾 町 20 番 の 4 及 び 20 番 の 41

横 浜 市 公 告 第 277 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 11 月 1 日 第 30 開 208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 西 野 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 羽 沢 町 1,041 番 の 1 か ら 1,041 番 の 11 ま で

横 浜 市 公 告 第 278 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 11 月 1 日 第 30 開 1724 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 み た け 台 15 番 の 9 及 び 15 番 の 47

横 浜 市 公 告 第 279 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 11 月 14 日 第 30 開 1729 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 26 番 2 号
野 村 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 宮 嶋 誠 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 新 石 川 一 丁 目 3 番 の 5 、 3 番 の 6 及 び 3 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 280 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 11 月 16 日 第 30 開 1605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 三 丁 目 1 番 6 号
リ ョ ー コ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 小 泉 幸 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 北 二 丁 目 4,138 番 の 1 か ら 4,138 番 の 14 ま で

横 浜 市 公 告 第 281 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 12 月 11 日 第 30 開 1212 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 26 番 2 号
野 村 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 宮 嶋 誠 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 青 砥 町 635 番 の 189 、 635 番 の 220 及 び 635 番 の 223 か ら
635 番 の 242 ま で

横 浜 市 公 告 第 282 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 12 月 21 日 第 30 開 807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 品 川 区 大 崎 1 丁 目 11 番 2 号
株 式 会 社 ロ ー ソ ン
代 表 取 締 役 竹 増 貞 信
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 上 白 根 町 902 番 の 9 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 283 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 2 月 1 日 第 30 開 1734 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 渋 谷 区 南 平 台 町 5 番 6 号
東 京 急 行 電 鉄 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 橋 和 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 田 北 一 丁 目 13 番 の 18 、 13 番 の 19 及 び 13 番 の 48

横浜市公告第284号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第31・8・2号
- 2 指定年月日
平成31年4月10日
- 3 道路の幅員
5.00 m
- 4 道路の延長
14.15 m
- 5 指定の場所
旭区笹野台一丁目76番の22の一部、77番の14から77番の16まで
及び77番の18
- 6 申請者の氏名
株式会社坂本不動産
代表取締役 坂本 又 二

横浜市公告第 285 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第31・17・1号
- 2 指定年月日
平成31年4月17日
- 3 道路の幅員
5.00 m
- 4 道路の延長
20.39 m
- 5 指定の場所
青葉区あざみ野四丁目24番の6及び24番の37から24番の39まで
- 6 申請者の氏名
吉村敏夫

横 浜 市 公 告 第 286 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
平 成 31 年 4 月 8 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
9.05 m
- 4 廃 止 の 場 所
旭 区 東 希 望 が 丘 169 番 の 28 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
西 澤 春 子

横 浜 市 公 告 第 287 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
平 成 31 年 4 月 11 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
16.71 m
- 4 廃 止 の 場 所
泉 区 中 田 北 一 丁 目 2,419 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
横 浜 住 宅 販 売 株 式 会 社
代 表 取 締 役 土 屋 雄 一 郎

横浜市公告第 288 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、川向町南耕地地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文 子

1 退任した理事

氏 名	住 所
小 金 井 佐 治	都 筑 区 川 向 町 320 番 地
小 坂 洋 志	都 筑 区 川 向 町 124 番 地

2 就任した理事

氏 名	住 所
小 坂 仁	都 筑 区 川 向 町 215 番 地 の 7
志 田 恭 充	都 筑 区 池 辺 町 4,824 番 地

横浜市公告第 289 号

第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月25日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称
 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
 本部長 新居田 滝 人
 株式会社大和地所
 代表取締役 押 川 雅 幸
 株式会社ケン・コーポレーション
 代表取締役 佐 藤 繁
- 2 事業施行期間
 平成19年7月17日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区
 中区山下町26番の4、47番の1、47番の2、48番、49番、51番の4、53番から55番まで、56番の1、56番の4、56番の5、57番の1、57番の2、47番の1西に接する公有地の一部、47番の1東に接する公有地の一部、49番に接する公有地の一部、55番に接する公有地の一部及び57番の1東に接する公有地の一部
- 4 第一種市街地再開発事業の名称
 横浜山下町地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地
 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
- 6 施行認可の年月日
 平成19年7月17日
- 7 変更内容

変更事項	変更前	変更後
施行者の名称	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 新居田 滝 人 株式会社大和地所 代表取締役 押 川 雅 幸 株式会社ケン・コー	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田 中 伸 和 株式会社大和地所 代表取締役 押 川 雅 幸 株式会社ケン・コー

	ポレーション 代表取締役 佐藤 繁	ポレーション 代表取締役 佐藤 繁 株式会社スペースバ リューホテルディベ ロップメント 代表取締役 栗田 勝 正
--	-------------------------	--

8 事業計画変更の認可年月日
 平成31年4月25日

横 浜 市 公 告 第 290 号

横 浜 山 下 町 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業 の 規 約 及 び 事 業
計 画 の 変 更 認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 (昭 和 44 年 法 律 第 38 号) 第 7 条 の 16 第 2 項 に お い て
準 用 す る 同 法 第 7 条 の 15 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 山 下 町 地 区 第 一
種 市 街 地 再 開 発 事 業 の 規 約 及 び 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を
し た の で 、 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供
す る 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 都 市 整 備 局 都 心 再 生 部 都 心 再 生 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で (た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 (昭 和 23 年 法 律 第 178 号) に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。)

達

達 第 17 号

庁 中 一 般

横 浜 市 納 税 奨 励 表 彰 規 程 (昭 和 33 年 11 月 達 第 28 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 31 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 4 条 第 2 項 中 「 区 長 の 内 申 に よ る 候 補 者 の 中 か ら 、 選 考 審 査 委 員 会 の 選 考 を 経 て 、 市 長 が 決 定 す る 。 」 を 「 区 長 の 内 申 に よ る 候 補 者 の 中 か ら 、 市 長 が 決 定 す る 。 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 31 年 4 月 26 日 か ら 施 行 す る 。

区 公 告

戸塚区公告第53号（平成31年4月16日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成31年4月16日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 6 - 26 浜 横浜	平成30年7月7日

戸塚区公告第54号（平成31年4月16日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成31年4月16日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 31 - 34 浜 横浜	平成30年7月26日

水道局

水道局告示第5号

「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり「横浜水缶」の頒布代金等の徴収の事務を委託した。

平成31年4月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

- 1 委託を受けた者
中区太田町2丁目23番地
株式会社神奈川新聞総合サービス
代表取締役 須藤 浩之
- 2 徴収する代金等の種類
「横浜水缶」の頒布代金及び配達料
- 3 委託の期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第3号

横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務
の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 高橋俊毅

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 井上治夫	東京都文京区本郷3 丁目33番5号	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

医療局病院経営本部告示第4号

横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院医業収益の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 高橋 俊毅

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ソラスト 横浜支社長 村野 瑞樹	神奈川県金港町1番 地の7	平成31年4月1日 から平成32年4月 30日まで

教育委員会

横浜市教育委員会告示第11号


公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

平成31年4月25日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立横浜商業 高等学校別科校長 代理印	平成31年4月25日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

正誤

平成31年号外第4 57ページ上から8行目「鈴木清秀」は「谷本 要」の誤り。